



熊本県公報

第 1 2 5 0 4 号

平成 28 年 3 月 22 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 1
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 1
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (//) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (//) 2
- 公有水面埋立地用途変更許可…………… (河川課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 保安林の指定の解除に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 5
- 熊本丸中間検査及び一般整備工事業務の落札者の決定…………… (苓洋高等学校) 6
- 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 6
- 指定講習機関の代表者の変更…………… (警察本部運転免許課) 6
- 運転免許取得者教育の認定を受けている自動車教習所の代表者の変更…………… (//) 6
- 有明海自動車航送船組合平成 2 8 年第 1 回定例会の招集…………… (有明海自動車航送船組合) 7
- 熊本県文化財保護審議会を開催…………… (文化財保護審議会) 7

告 示

熊本県告示第 3 0 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 3 月 2 2 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 村 田 信 一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
生活訓練・就労支援センターゆきぞの	社会福祉法人十百千会	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	平成 2 8 年 3 月 3 1 日
下益城郡美里町栗崎字行園原 5 6 4	下益城郡美里町栗崎字行園原 5 6 4 大村 正秀		

熊本県告示第 3 0 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 8 年 3 月 2 2 日

熊本県知事職務代理人
熊本県副知事 村 田 信 一

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・45号上熊本弓削線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成28年3月22日

熊本県知事職務代理人
熊本県副知事 村 田 信 一

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・29号上熊本法成寺線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成28年3月22日

熊本県知事職務代理人
熊本県副知事 村 田 信 一

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・26号新町戸坂線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第312号

平成25年1月18日付け熊本県指令河第33号で免許した天草郡苓北町志岐地先の公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2第1項の規定により、次のとおり埋立地の用途の変更を許可した。
平成28年3月22日

熊本県知事職務代理人
熊本県副知事 村 田 信 一

- 1 許可を受けた者の住所及び氏名
天草郡苓北町志岐660番地
志岐漁港海岸管理者 苓北町長 田嶋章二
- 2 許可年月日及び番号
平成28年3月14日
熊本県指令河第45号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 変更なし
 - (2) 区域 変更なし
 - (3) 面積 変更なし
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置 変更なし
 - (2) 区域 変更なし
 - (3) 面積 変更なし
- 5 埋立地の用途
(変更前)
緑地 537.01平方メートル

道路用地 204.22平方メートル
 (変更後)
 道路用地 741.23平方メートル

熊本県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	菊池郡菊陽町大字曲手字上部田 685番1地先から 菊池郡菊陽町大字曲手字出口 546番4地先まで	162.7	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成28年3月25日

熊本県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字深水字大堤 2479番1地先から 同所 2479番1地先まで	16.5	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成28年3月22日

熊本県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	人吉市願成寺町字下石清水 1289番1地先から 同所 1385番4地先まで	142.7	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成28年3月30日

熊本県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成28年3月22日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡湯前町字蔵ノ本 2586番2地先から 同所 2482番1地先まで	98.0	単県側溝

2 供用を開始する期日 平成28年3月30日

熊本県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成28年3月22日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	清和砥用線	下益城郡美里町清水 470番4地先から 同所 469番1地先まで	13.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年3月24日

熊本県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成28年3月22日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 村 田 信 一

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	天草市志柿町知ヶ崎 5304番144地先から 同所 5304番11地先まで	88.4	防交安 (交通安全)
		天草市志柿町知ヶ崎 5304番8地先から 同所 5304番8地先まで	37.1	

2 供用を開始する期日 平成28年3月24日

熊本県告示第319号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成28年3月22日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

- 1 解除予定保安林の所在場所 阿蘇郡高森町大字尾下字西大畑 1 7 0 0 番 1、1 7 0 0 番 2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

公 告

熊本県公告第 2 1 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 8 年 3 月 2 2 日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字地藏本 1 3 2 6 番の一部、同 1 3 3 0 番 1 0 の一部、同 1 3 3 0 番 4 0、同 1 3 3 0 番 4 9、同 1 3 3 0 番 4 5、同 1 3 3 0 番 8 4 及び同 1 3 3 0 番 9 0 2、1 9 4. 2 9 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志 1 3 3 0 番地 8
柁原 福實、柁原 益美

熊本県公告第 2 1 1 号

宇土市に事務所を置く網田新地土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 8 年 3 月 2 2 日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村 田 信 一

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	宮本 豊司	宇土市上綱田町 3 7 4 6 番地の 1
理事	廣田 敬吾	宇土市上綱田町 3 2 4 9 番地
理事	米原 政博	宇土市長浜町 5 8 0 番地の 3
理事	田中 房信	宇土市長浜町 3 6 9 番地
理事	中村 実	宇土市長浜町 5 4 7 番地の 1
理事	宮本 俊宏	宇土市長浜町 1 2 5 番地の 1 の 1
理事	田中 太	宇土市長浜町 5 0 7 番地
理事	田中 一昭	宇土市赤瀬町 6 6 番地
理事	高野 公浩	宇土市上綱田町 3 2 0 6 番地
理事	森 茂徳	宇土市上綱田町 1 番地
監事	濱口 龍治	宇土市下綱田町 3 9 4 2 番地の 3
監事	西村 博	宇土市長浜町 4 3 4 番地の 3
監事	中村 正也	宇土市長浜町 3 3 3 番地
就任		
理事	宮本 豊司	宇土市上綱田町 3 7 4 6 番地の 1
理事	廣田 敬吾	宇土市上綱田町 3 2 4 9 番地
理事	米原 政博	宇土市長浜町 5 8 0 番地の 3
理事	田中 房信	宇土市長浜町 3 6 9 番地
理事	陣内 龍介	宇土市長浜町又 5 1 1 番地の 5
理事	宮本 政豪	宇土市長浜町 1 2 1 番地の 2
理事	田中 太	宇土市長浜町 5 0 7 番地
理事	大平 光寛	宇土市赤瀬町 4 0 6 番地
理事	高野 公浩	宇土市上綱田町 3 2 0 6 番地
理事	森 茂徳	宇土市上綱田町 1 番地
監事	濱口 龍治	宇土市下綱田町 3 9 4 2 番地の 3
監事	西村 博	宇土市長浜町 4 3 4 番地の 3

監事 中山 寛 宇土市長浜町402番地

登載依頼

熊本県教育委員会公告第5号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月22日

熊本県立苓洋高等学校長 山下 和 毅

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本丸中間検査及び一般整備工事業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立苓洋高等学校（管理棟1階 事務室）
熊本県天草郡苓北町富岡3757番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
島原ドック協業組合 代表理事 中村 光伸
長崎県島原市湊町5-2
- 5 落札金額
46,440,000円（消費税及び地方消費税額3,440,000円。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年12月4日

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月22日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 村田 信一

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程
熊本県企業局組織規程（昭和40年熊本県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2管理者の決裁事項の欄第4号中「、異議申立て」を削る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第2号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年3月22日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
八代開発新興株式会社 八代市井上町91番地 吉永富二夫	八代自動車学校 八代市井上町91番地	取消処分者講習 初心運転者講習	代表者の氏名	久保田浩二郎	平成28年2月4日

熊本県公安委員会告示第3号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年3月22日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

名称、住所及び 代表者の氏名	使用する施設の 名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
八代開発新興株式会 社 八代市井上町91番地 吉永富二夫	八代自動車学校 八代市井上町91番地	代表者の 氏名	久保田浩二郎	平成28年2 月4日

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会平成28年第1回定例会を平成28年3月30日午後1時熊本市に招集する。

平成28年3月22日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏**熊本県文化財保護審議会公告第1号**

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成28年3月22日

熊本県文化財保護審議会长 渡邊 一徳

- 開催日時
平成28年3月23日（水曜日）
午前10時00分から
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題
(1) 文化財の県指定等について
(2) その他
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県教育庁教育総務局文化課総務・文化係
(電話096-333-2705)